

# 労済だより

# TOKYO

2017

新年号

Vol.302

## 特集

「たすけあい」のはじまりは火災共済

仲間の「たすけあい」パワーで  
ピンチを乗り越えよう!

全労済からのお知らせ

新年のごあいさつ

全労済東京都本部

創立60周年キャンペーンの

お知らせ

退職後は、お住まいの近くの

全労済へどうぞ

共済ショップ府中店のご紹介

新規オープン 赤羽店・武蔵小山店のご案内

備え～るフェア2017

開催のお知らせ

NEWS!

組合員の皆さまの声をカタチに

おじゃまします

凸版印刷労働組合  
TCP支部



保障のことなら

**全労済**

全国労働者共済生活協同組合連合会

**東京都本部**

(東京労働者共済生活協同組合)

全労済は、営利目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

本誌『労済だよりTokyo』は  
主に全労済の協力団体向けに  
発行されている情報誌です。



# 全労済東京都本部(東京労済)は 2017年2月8日 創立60周年を迎えます。

皆さんに愛されて60年。  
これからも皆さんに寄り添い安心を提供し続けます。

明けましておめでとうございます。  
本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。

近年は毎年のように「百年に一度」と言われる災害が発生し、発生地域も日本各地にわたっています。昨年も熊本地震や鳥取県中部地震が発生し、6つの台風が上陸するなど、私たちの生活に大きな影響を与え、尊い生命や財産が失われました。

被害に遭われた皆さんに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早く生活が回復され、明るい一年となりますよう心より祈念いたします。

全労済は、本年も、生活に欠かすことのできない保障の提供を通じて、組合員の皆さまの「暮らしの安心」と「生活再建」に力強く貢献してまいります。

さて、全労済東京都本部(東京労済)は2017年2月8日に創立60周年を迎えることとなりました。これもひとえに、組合員の皆

さまのおかげであり、心より感謝申し上げます。

これからも組合員の皆さまの「共感・参加・信頼」を得ながら、魅力的な「保障の生協」であり続けるよう「努力の全労済」を実践してまいります。

東京都本部役職員一同、東京労済創立60周年を契機として、2017年も邁進していく所存でございますので、組合員の皆さまの引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

全労済東京都本部 本部長  
東京労済 理事長  
高須 則幸



全労済東京都本部  
**60周年 キャンペーン**  
キャンペーン期間  
2017年 2月1日 水 ~ 4月28日 金  
キャンペーン期間中に **こくみん共済** もしくは **住まいいる共済** に  
新規でご契約いただいた方に**全労済オリジナルグッズ**をプレゼント!



ミニハンカチ  
(2枚セット)  
(イメージ画像)

(注1)こくみん共済の医療プラス・総合プラスの付帯のみ、住まいいる共済の特約付帯のみは対象となりません。

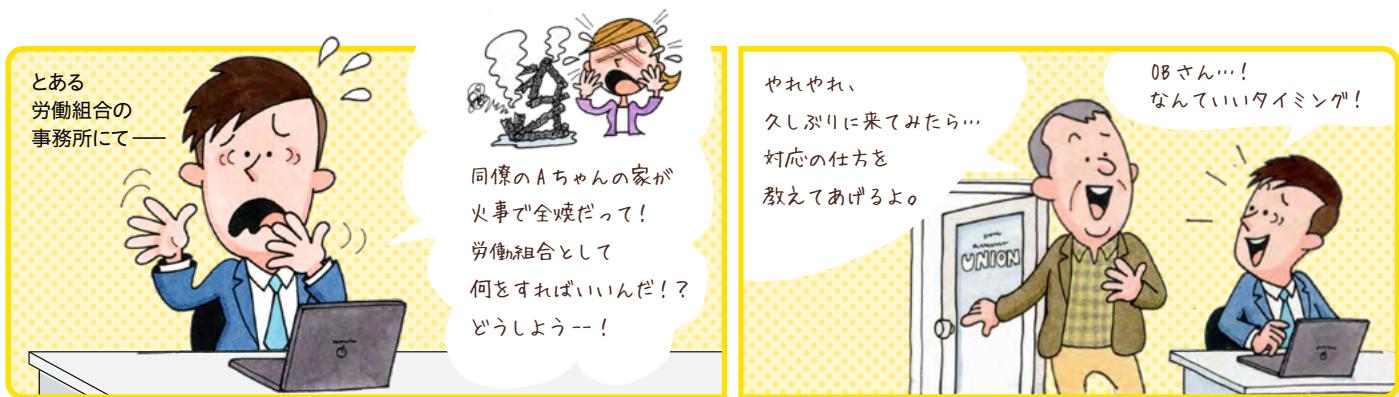
(注2)1契約につき1つのプレゼントとなります。なお、ご希望の商品でない場合があります。

(注3)東京都内の共済ショップもしくは各支所・労働組合等を通じたご契約に限ります(郵送・web加入は対象となりません)。

# 仲間の「たすけあい」パワーで ピンチを乗りこえよう！

想像してみましょう。もし、あなたの身近な職場の仲間で、昨日一緒にお昼を食べた同僚の自宅が、今日、不幸にも火事になってしまったら。そんなときに労働組合が作ってきた「たすけあい」のしくみである共済ができること、職場の仲間同士で助け合えることがあります。

火災共済からはじまった「たすけあい」の60年、時代にあわせて進化してきた共済を振り返りながら、組合としてこれからの時代に目を向けていきたいポイントを考えていきましょう。



## ■被災したらどうなる？

被災された組合員は、ショックの中で短期間に消防署や警察署の調査への対応、後片付けや新しい住まいの手配などしなければならないですから大変です。被災した仲間のところに入れ代わり立ち代わり見舞いに行かず、職場で相談して救援対策本部長というべき方を決める良いでしょう。労働組合の委員長等、職場の仲間の代表者とその方とでお見舞いに行き、職場の皆さんとの声を届けるとともに、救援の窓口になりましょう。

後片付けには多くの手が必要なはず。職場の仲間で片付けの手伝いを行ったり、カンパを持って行くなど働く者らしい「たすけあい」を行いたいものです。

被災したショックの中で  
こんなにやることが  
あるなんて…  
とても大変なんだね！

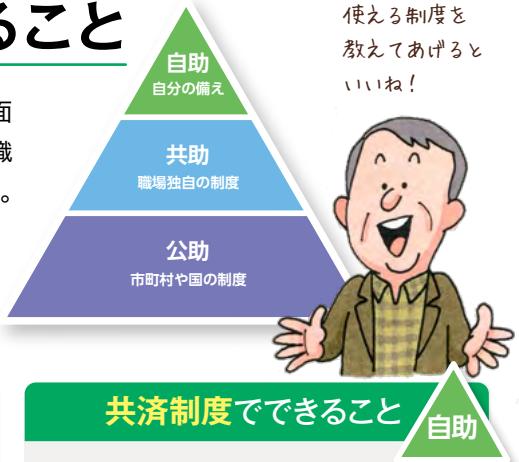
### 被災した人のやること

- 後片付け
- 自治体手続き
- 新しい住まいの手配
- 消防署や警察署の調査
- 生活必需品の調達
- 見舞客の対応
- 金策
- など



# ■被災後の流れと職場の仲間でできること

被災された組合員にとっては、やっぱり金銭面が一番の問題となります。当面の生活費、家や家財の調達、住宅ローンの返済など、頭の痛いことばかり。職場の仲間として、利用できる職場の制度、共済や保険などを教えてあげましょう。



## 被災

警察・消防署の調査

全労済に連絡

立入禁止解除

全労済が調査

後片付け開始

カンパで同じ物資が  
いっぱいあって困るし  
後片付けのタイミングや人数も  
調整が必要かもね。

## 職場の仲間でできること

### カンパを募る

- 保存食やミネラルウォーターなどの食品
- 毛布・タオル
- 石けん・着替え
- 現金・茶碗など…

### 会社と交渉

安心して後片付けに専念できるように必要な日数だけ休めるようにしてあげましょう。

### 後片付けを手伝う

後片付けのときには、なるべくたくさんの手が必要です。焼け跡は上から泥水がしたたり、灰やすすぐれ真っ黒になり、下にはガラスの破片や釘が散っています。  
後片付けの手伝いをする方は、作業服、ゴム長靴、軍手、スコップなどを持参するとよいでしょう。



そのあたりは  
救援対策本部長が  
うまく采配をふるって  
あげてね！

## 共済制度でできること

自助

Aちゃんは  
火災共済に入っていたし  
早速全労済に連絡  
してあげよう！



## 家と生活を立て直す 火災共済の共済金

被災現場の立ち入り禁止がとけたら、全労済の現場調査が入りますので、それが済んだら後片付けをしてください。全労済の火災共済では火災などによる被害の場合、住宅の70%以上の焼損で全焼とみなし、再取得価額で共済金をお支払いします。また家財は意外と多いもの。古い家財でも忘れないに申告しましょう。

## 当面の生活費をまかなう 臨時費用共済金

全労済の現場調査で火災共済からお支払いする共済金額が確定したら、その火災等共済金の15%、200万円を限度に「臨時費用共済金」をお支払いします。臨時費用とは、罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするもので、当面の生活費として喜ばれている制度です。

全焼したけど  
家を建て直すだけの  
お金が出そうだよー！

よかっただ〜!!

Aちゃんが火災共済に  
入っていたから  
ひとまず安心！



全焼したときでも  
加入基準どおりに入っていれば  
なんとかなるような  
しくみになつていろん  
ですねー



うん。先人達に感謝だね。  
ちょうど60年前に  
「たすけあいのしくみ」  
である共済の  
基礎ができてね…

# ■「たすけあい」のはじまり、東京労済の設立趣意書



へー、60年前でも  
労働組合の役割って  
貨上げだけじゃ  
なかつたんですね！



昔は木造の家ばかりで  
燃えやすかったし、  
「自分のところは自分で」  
という意識があったから  
火災にあったときの  
生活の基盤になるものが  
必要だったんだよ。

よそからの  
もらい火でも  
賠償請求  
できない！？

## 失火責任法

明治32年に制定された法律。故意または過失によって火災を起こして他人に損害を与えた場合、本来は損害賠償責任を負うことになります。しかし、日本では木造家屋が多く、いったん火災が発生すると燃え広がり甚大な被害になるおそれがありました。自宅を失ったうえに損害賠償責任を負わせるのは酷だと考えから、失火者の責任を緩和させるためにできました。

この法律により寝たゞなどの重大な過失がない限り、失火者は賠償責任を問われません。逆に言うと、もらい火で家が焼けても火元には損害賠償を請求することはできず、自分で生活を立て直さなくてはなりません。

東京労働者共済生活協同組合

設立発起人会

発起人代表 岡本丑太郎

昭和三十二年一月二十五日

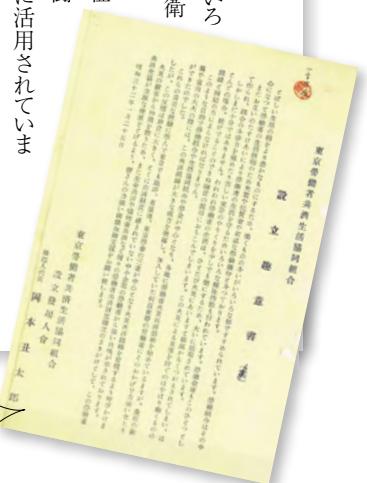
とほしい生活の糧をより豊かなものにするため、働くものの鬱いがいろいろな形ですすめられています。労働組合はその中心になつて労働者の生活防衛のため失業や低賃金や劣悪な労働条件と闘つております。またお互いのたすけあいにより労働者の生活を守るためにいろいろな福祉活動も行われています。労働金庫もこのひとつとして作られ、組合の闘争力を強めたり苦しい家計のやりくりを少しでも楽にするため、大いに活用されています。

しかしながら十分ではありません。われわれ労働者の生活は、ひとたび火災にありますと根底からくつがえされてしまい、ほとんどの場合、抜けでることのできぬ極貧の泥沼におちこんでしまいます。この火災による災害を防ぐのはやはり働くものの組織と団結の力によらなければなりません。

このような目的で労働組合や生活協同組合や労金が中心となり、各地に労働者火災共済活動を始めていますが、最近の新潟や富山の大火灾の際には、この共済組織が大きな威力を發揮し、加入していた何百世帯の労働者はそのおかげで力強く立ち上りができたのでした。

これらの貴重な経験に学んで東京でも地評、東協連、東京労金の三者が中心となり火災共済組織を実現するよう呼びかけましたが、この反響は非常に大きく、とくに共済制度に恵まれていない中小企業の労働者から強い共鳴が示されております。

火災の被害から仲間を救うため、また生命共済や犠牲者共済など種々の労働者共済制度確立のさきがけとして、この労働者共済生協が立派な発展をとげるよう、皆さんの力強い御参加御支援をお願い致します。



原本です！

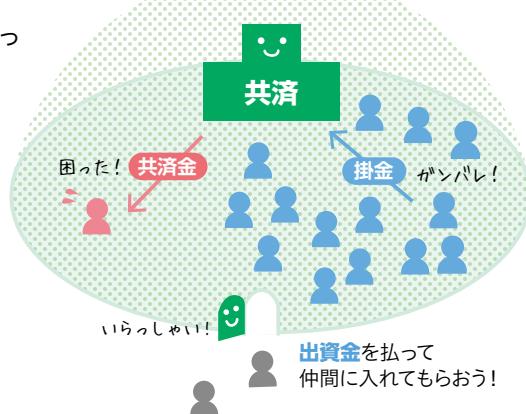
# ■共済って何だろう？

共済はそれを利用したい特定の人達（地域、職域）が、出資金を払つて組合員となることで、はじめて利用できるもの。全労済の共済は、標準的な勤労者の生活を基準につくられており、「共に助け合う（救済）」ことを目的にしているのです（出資金は脱退するときに出資金返戻請求の手続きをいただくことで、全額お戻します）。

つまり、共済は自分だけではなく、働く仲間が万一の場合も助け合つて生活が営まれるよう生まれた保障の仕組みなのです。



身边な「たすけあい」が大きくなつた



# ■ 共済だからこそ、仲間に合った制度づくりができる

## こんなところが仲間思い

建物の保障金額の計算方法は2つあります。

### 年次別指指数法

建築価額をもとにしたもの。家の値段が高いほど保障額も上がる。

### 新築費単価法

所在地、広さ、建物の構造で決まる。

↑  
全労済はこちらをもとに  
加入基準を設定しています！

新築費単価法だと高級住宅でもローコスト住宅でも、住宅の所在地と広さと構造が同じなら同じ額まで加入できます。いわゆる一般勤労者にあたる所得の人には、新築費単価法の方が有利な場合が多いです。

一般勤労者世帯の人に合わせた  
制度設計になっているよ



同じ組合内だと  
所得の差は  
せいぜい12～3倍  
くらいかな

# ■ 仲間のニーズを反映してより良いものに成長！



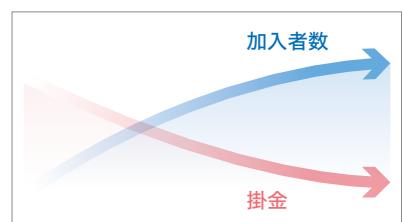
## 被災者生活再建支援法とは

1995年の阪神・淡路大震災まで、自然災害に対する国の保障制度がありませんでしたが、全労済は、生協や労働組合、兵庫県などと協力し、「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議」を発足させ、2500万人の署名を集め、1998年に国に「被災者生活再建支援法」を制定させました。これにより、国から最大300万円の支援金を支給できるようになりました。また、2000年には全労済においても自然災害共済を誕生させました。



## ●加入者が増えて、掛金が下がった！

仲間の「たすけあい」の輪の拡がりが、共済制度の安定を支えることとなり、掛金の引き下げや保障の充実を実現でき、現在の制度内容にいたっています。



## ●ライフスタイルの変化にも対応！

### 住宅の変化

マンションなど集合住宅が増えた  
家の構造が多様化してきた

▶ マンションタイプ追加  
▶ 構造区分の追加

### 判例の変化

自転車事故等でも  
高額賠償事例が増えた

▶ 個人賠償責任特約が追加

# ■仲間のためにこれから目を向けてたいところ

これまで見てきたように、全労済の60年は、火災共済による「たすけあい」から始まり、組合員の声やニーズを反映し、共済制度を開発。労働組合を中心として組合員の自主福祉制度として発展してきました。

さまざまな事故や自然災害が多発している今日、「たすけあい」を基本とする労働組合として、組合員の賃金・雇用の問題だけでなく、安心・安全な暮らしを続けていくためにも、次のことに目を向けてましょう。

今回みたいなこともあります。  
生活困窮にならないように  
保障を備えないと!  
みんなにも知らせてあげないとなー



## ① 無保障者をなくそう

生命保障分野では団体生命共済の一括加入の推進などで無保障者が少なくなってきたとはいっても、住宅保障分野では無保障者や保障が不充分な人はいませんか？  
火災共済に入っていない人、入っていても家財はどうですか？自然災害共済は？  
あなた自身はもちろん、ご家族、職場の仲間の無保障者をなくしましょう。

### うっかりさんに注意！

#### 住宅ローンと一緒に火災保障に入ったから大丈夫！？

金融機関で住宅ローンを組む際、火災保障に入られますが。これは万一の際、ローンの返済が滞るのを避けるために、多くの場合はローンの返済に充てられ、あなたの生活再建には使われません。ローンが減った分は自ら火災保障に入る必要がありますし、ローン完済時には契約が終わるので、新たに火災保障に入る必要があります。



#### 賃貸だから大丈夫！？

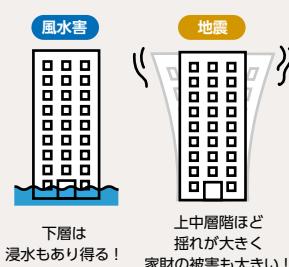
あなたが賃貸住宅にお住まいの場合、居住する借用住宅が火災や漏水などにより破損し、大家さんに対して法律上の賠償責任を負った場合の保障に入っていますか。賃貸ですから、家財だけでも加入し、借家人賠償責任特約も付けると安心です。

社宅や寮、賃貸住まいの人は  
家財の保障に入っているかな？

家を購入した人は  
ちゃんと生活再建分の  
火災保障に入っているかな？

#### マンションだから大丈夫！？

自分の家はマンションだから自然災害は関係ない、と思っている方もいるかと思いますが、場所によってはマンションの1階などで、大雨による洪水で浸水する場合もあります。また、最近では竜巻や落雷被害も発生しており、油断は禁物です。



よし、声をかけて  
みよう！



## ② 単独世帯も増えている

今や核家族化が進行し、単独世帯が増えています。理由はさまざまですが、国勢調査では、「単独世帯」が「夫婦と子どもからなる世帯」を上回り、最も多い家族形態に。労働組合としても、組合員の家族まで把握して、特に単身世帯が増えていることを認識して取り組むことが重要になってきています。

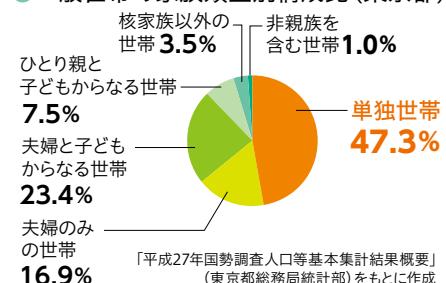
家財の保障は忘れがちですが、例えば20歳代の単身者の場合、約300万円の家財を持っているといわれています。

また、単独世帯は若い人だけでなく年配の人も多いです。

年配の単独世帯の方は「どうせ家は古いし、大した価値はない」という人もいますが、火災共済は火災などによる被害に対して、同程度のものを新たに購入・修復するために必要な金額(再取得価額※)で保障されるので、万一のときも家の再建が期待できます。

一人で暮らしているからこそ、自分自身で備えておく意識が大事です。

### 一般世帯の家族類型別構成比(東京都)



ライフスタイルが  
変化しているからね。  
それぞれに対応  
できると良いね。



※風水害・地震の際は異なります

### ③ これからの自然災害

1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災をはじめ、昨年の熊本地震、鳥取地震、さらには台風・竜巻や豪雨被害など自然災害が頻発しています。これまでも全労済は組合員の「たすけあい」で下図のように大規模自然災害に対し、共済金・見舞金をお支払いし、お役に立ってきました。

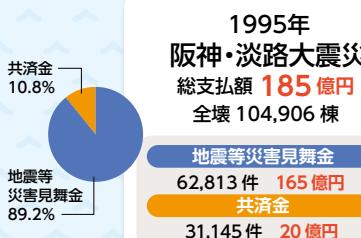
首都直下型地震や東海地震、南海トラフ地震と、向こう30年までにかなりの高い確率で大規模な地震が予測されています。労働組合として、日頃の防災・減災の備えを共有しながら、万一の際の保障の備えも進めましょう。



自然災害共済が誕生したことにより保障内容が充実したんだね

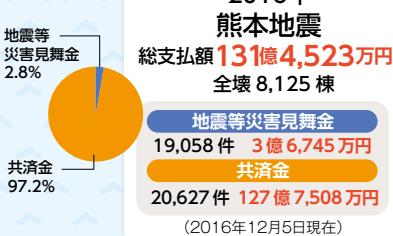
#### 過去に起きた地震被害 と 大規模地震が今後30年以内に発生する確率

確率は  
2016年1月1日起点



1995年  
**阪神・淡路大震災**  
総支払額 **185 億円**  
全壊 104,906 棟

地震等灾害見舞金  
62,813 件 **165 億円**  
共済金  
31,145 件 **20 億円**



2016年  
**熊本地震**  
総支払額 **131億4,523万円**  
全壊 8,125 棟

地震等灾害見舞金  
19,058 件 **3億 6,745 万円**  
共済金  
20,627 件 **127 億 7,508 万円**

(2016年12月5日現在)

※「阪神・淡路大震災」の後に、自然災害共済が誕生したことにより、「平成28年熊本地震」においては、被害件数で比較すると、より多くの共済金をお支払いすることができるようになりました。

2004年  
**新潟県中越地震**  
総支払額 **52億円**

2007年  
**新潟県中越沖地震**  
総支払額 **34億円**

根室沖  
M7.9 クラス  
50%程度

三陸沖北部  
M7.1-7.6 クラス  
90%程度

宮城県沖  
M7.0-7.3 クラス  
60%程度

茨城県沖  
M6.7-7.2 クラス  
90%程度以上

2011年  
**東日本大震災**  
総支払額 **1,274 億円**  
(2016年11月30日現在)

地震調査研究推進本部「主な海溝型地震の長期評価結果」(2016年1月13日現在)をもとに作成



近年は、台風や豪雨、大雪などで今まで被害がなかった地域での被害も多発しています。どんな自然災害も日本全国どこにでも起こり得る時代になってきました。

#### 近年の風雪水害

2014年 風雪害  
総支払額  
約 127 億 9,000 万円  
(2016年5月31日現在)  
東京でも大きな被害がありました！



2016年 台風10号  
総支払額  
約 4 億 2,500 万円  
(2017年1月4日現在)

気象庁観測史上初めて、岩手県に台風上陸！  
北海道内陸部で記録的大雨被害！



### お役立ちアプリができました！

「住まいの家族の防災・減災 NAVI」アプリがリリースされました。「避難所情報」「地震確率チェック」「防災情報」などのコンテンツがあります。組合員の方には「住まいの診断」で自分の住環境のチェックもできます。

※[App Store]「Google Play」よりダウンロードが可能です。キーワードは「全労済」となります。  
※詳しくは、全労済の担当者までお問い合わせください。

android  
iPhoneで



監修 塚原 哲

CFP®認定者  
生活経済研究所長野 事務局長 投資助言代理業  
登録番号 関東財務局長(金商)第 629 号

1998年精密機器メーカーの労働組合役員に就任、2001年に労働組合専門のシンクタンク「生活経済研究所長野」を設立、2006年日本FP協会長野支部・支部長、2012年日本FP協会・関東副ブロック長、2014年日本FP協会評議員に就任。全国で労働組合関連団体のライフサポート活動の立ち上げに従事。

# 組合員の家族構成を把握し 納得の行く保障設計を提案する

東京労済（全労済東京都本部）発足時の設立趣意書に名を連ね、60年経った現在も、相互扶助の精神を脈々と継承する凸版印刷労働組合。レクリエーションや相談時の雑談によって、組合員の家族構成までも把握し、住まいの共済の推進に活かしている同TCP支部の支部長を務める佐藤正治さん、書記長の龍口隆二さん、書記の武田典子さんにお話しを伺いました。



## ICカードなど 紙以外への印刷や BPO事業も展開

凸版印刷は、日本の印刷業界の最大手の一つです。「印刷テクノロジー」をベースに、情報コミュニケーション事業、生活・産業事業、エレクトロニクス事業の3分野に分かれて事業を展開しています。

今回おじゃましたTCP支部が所属するのはグループ企業のトッパンコミュニケーションズプロダクツ。情報コミュニケーション事業を担当しており、通常の紙印刷以外にも、ICカード等への印刷を手掛けたり、顧客企業に代わって直接お客様に対応するコールセンターの運営を担うBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業を請け負ったり等、実に幅広い仕事をしています。

「TCP支部は、東京都と埼玉県にある工場ごとに分会を設置しており、板橋、川口、朝霞、坂戸、嵐山の5分会で活動しています」と支部長の佐藤さん。

組合員数約1,300名という大所帯でもあるため、日常の組合活動は各分会を主体に行っているそうです。

## レクリエーションは 家族構成を知るいい機会

さて、TCP支部が一体感を醸成する活動として大切にしているのが、年に4～5回行っているレクリエーション活動です。

「たとえば秋にはぶどう狩り、春にはイチゴ狩りを開催しているのですが、工場が交替制を含めてさまざまな勤務があるため、同じイベントを各3回行わないと不公平になってしまいます。産地ごとに旬があり

ますからね、開催地の設定にも一苦労です」と苦笑するのは、書記長の龍口さん。

その言葉を受けて佐藤さんは、

「執行委員は交代で参加するなど、大変だと思います。でも昔、先輩から、役員は、組合員のことを知るのはもちろん、その家族構成も知っておかなくてはいけないと教えられました。むずかしいですけどね。レクリエーションは、家族そろって参加する方が多いので、非常によい機会です」と語ります。

楽しく親睦を深めながら、「あそこのうちにはまた赤ちゃんが生まれて、家族が1人増えたんだね」とか、「けがやいたずらが心配な年頃だな、キッズタイプには入っているのかな」など頭に入れておくことが、保障の点検・見直しの相談を受ける際等、非常に役に立っているのです。



印刷業界の老舗を感じさせる時計台がある凸版印刷板橋工場。



左から書記の武田さん、佐藤支部長、龍口書記長。  
ピットくんなどを持って3人揃って撮影に応じてくれました。

## 「全労済すごい!」 保障で感動されることも

組合員からの相談内容で多いのはやはりライフステージの変化に伴う、保障プランの変更についてだといいます。『住まいの共済』は組合員さんにとって、理解できれば『こんなにお得なの』と喜んでもらえる商品だと思います。

しかし、説明するのはなかなか大変で、特に構造区分はむずかしい。商品がグレードアップしたり、細分化したりした場合、重要なのは的確なアドバイスだと思います。質問して、その場できちっと答えてもらうと、保障の内容自体にも安心感が生まれますね。そのへんは、武田に助けてもらっています」と佐藤さん。昼休み時間に集中する、組合員からの相談を一手に引き受けているのが書記の武田さん。

「私が心がけているのは、組合員の皆さんとの話に耳を傾け、雑談のなかから、ご本人に必要なニーズをしっかりと聞きだすことです。

当支部では、雪害でインターフォンが

壊れたとか、落雷でテレビが壊れたとかの事例は結構あり、保障の対象になるかもしれないですよと伝えると、驚かれることがあります。自然災害で被災した組合員に対しても、『住まいの共済』は期待されている以上に保障の範囲が幅広く、喜ばれています。『全労済すごい!』となるのです(笑)」

近年のヒットは、自転車事故による高額賠償にも対応する個人賠償責任共済だそうです。

「裁判で加害者側に高額賠償を命じる判決が下されたことは、社会的にも問題になりましたよね。会社が注意喚起したこともあるって、自転車で通勤している組合員からの相談が相次ぎました。そこで『住まいの共済』の特約である個人賠償責任共済を紹介したところ、口コミで広がり、組合事務所の前に、加入希望者の行列ができました」と振り返る武田さん。

個々のニーズと組合としての保障設計の考え方を分かってもらい、納得したうえで商品を選んでもらいたい——佐藤さんたちの意思は、しっかりと伝わっているようです。

## 相互扶助の仕組みを 築いてくれた先輩に感謝

凸版印刷労働組合は、今年(2017年2月)で60年を迎える東京労済(全労済東京都本部)が誕生した当初の設立趣意書の発起人名簿に名を連ねています。

「すべては歴代の先輩方が、労働組合の存在を組合員さんに認知してもらい、困ったときの『たすけあい』という相互扶助の仕組みを築き、継承してくれたからこそですね」

感謝を込めて述懐する佐藤さん。

「これからも、特に新入社員に対し、全労済がいかにして誕生し、私たちがこの労働者共済運動を大切に守って行かなくてはならないかを、伝えて行きたいと思っています。入社時は、社会人になって初めて保障の必要性を認識する、節目の時期ですからね」



全労済東京都本部  
北部支所 事業推進課  
職域推進係

西田 憲一職員

東京都内に19店舗

あなたの街の「あんしん」の窓口です！

# 退職後は、お住まいの近くの 全労済へどうぞ



今回は、共済ショップ**府中店**を紹介します。

ここ府中(東京)は律令時代に武藏国の国府が置かれた地であることから「府中」と呼ぶようになり、  
大國魂神社を中心<sup>おおくにたま</sup>に東西南北の交通網が発達し、

江戸時代は甲州街道の宿場町として栄えた歴史ある街です。

現在、府中駅前に商業施設、周辺には大企業の工場やオフィスビルがありますが、数多くの広い公園もあり、職住近接した街として栄えています。



府中駅北口。  
府中駅は特急が停駅するアクセ  
セスに便利な駅。  
南口には商業施設も多くあり、  
色々と楽しめます。

## ・店長が語る!

お店の入口は「甲州街道側」に面しています。

府中店は京王線府中駅北口から徒歩1分。中央ろうきんが目印ですが、入口は正面玄関側ではなく、甲州街道に面したところにあります。

また、車高155cmまでの制限がありますが、ビル内に立体駐車場がありますので、車でもお気軽にご来店いただけます。

## 店内の様子

2009年8月に現在の場所に移転しました。

お世辞にも広いとは言えませんが、静かな音楽が  
流れる店内で、じっくりとご相談いただくことがで  
きます。

また、混雑時には、窓口以外のお部屋も活用して相談を承っております。

## メッセージ

共済ショップ府中店では、店長・副店長のほか窓口2名のスタッフと、地域のお客さまを訪問する保障設計アドバイザーが、さまざまな保障に関するご相談にお応えしています。

ぜひ一度お気軽にお立ち寄りください。スタッフ一同、皆さまのご来店やご相談を心よりお待ち申し上げます。



お気軽に相談にいらしてください。



**!! 注意ください** 退職時の各種手続きについては、所属の団体もしくは全労済東京都本部の各支所までお問い合わせください。

## 新規オープン

# 赤羽店 ☎03-5249-3515

〒115-0045 北区赤羽2-10-3ザ・アベニュー21ビル2F

営業時間 月～金曜日(土・日・祝日を除く)  
午前10時～午後5時

2016年9月26日(月)より、共済ショップ赤羽店がオープンいたしました。

JR赤羽駅北改札口東口方面より徒歩4分と駅からも近く、「LaLaガーデンすずらん通り商店街」にございます。

ショッピングやお散歩のついでに、お気軽に共済ショップ赤羽店へお立ち寄りください。

皆さまのご来店をスタッフ一同、心よりお待ちしております。



# 武蔵小山店 ☎03-5751-8021

〒142-0063 品川区荏原3-6-6 エスキューブ武蔵小山2F

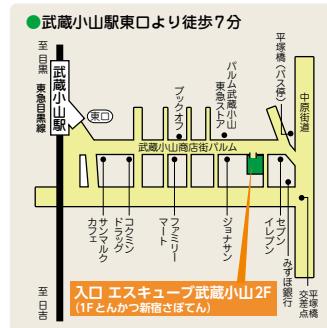
営業時間 月～金曜日(土・日・祝日を除く)  
午前10時～午後5時

2016年10月17日(月)より、共済ショップ武蔵小山店がオープンいたしました。

東京でも最大級といわれる「武蔵小山商店街パルム」の中にあり、雨の日でも濡れないで、共済ショップまでお越しいただけます。

ショッピングやお散歩のついでに、お気軽に共済ショップ武蔵小山店へお立ち寄りください。

皆さまのご来店をスタッフ一同、心よりお待ちしております。



## 「こくみん共済」「住まいの共済」の全労済 備え～るフェア2017

開催日 2017年 3月18日(土)～19日(日)  
10:00～18:00(予定)

開催場所 二子玉川ライズ ガレリア  
東急田園都市線・大井町線「二子玉川駅」直結  
〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-21-1

今年も、災害への「備え」と被災地復興支援への熱い「エール」を込みて、「全労済 備え～るフェア2017」を開催いたします!

防災科学実験ショーや玉川消防署の協力による火災時の煙体験コーナーなど、ご家族で楽しめるイベントを多数企画しておりますので、ぜひ皆さまでお越しください。

イベントの詳細については、2017年3月上旬に東京都本部ホームページなどでご案内いたします。



※画像はイメージです。

NEWS! 組合員の皆さまの声をカタチに。

今まで、高血圧の治療中を理由に加入をあきらめていた方へ

手頃な掛金のまま

医療と生命の共済に加入しやすくなりました!

2016年  
10月1日  
より

※ご加入には「満30歳以上」「血圧値がコントロールされている」などの一定の条件がありますので、お申し込み時の健康状態について詳細な内容を確認させていただきます。内容によっては、ご加入いただけない場合があります。  
※キッズタイプは対象となりません。

### 各種共済の事業規約を改定します

組合員のご家族と皆さまの利便性向上を図るために、より分かりやすい規約で一層の安心をお届けするため、各種共済の事業規約改定を2017年2月1日から実施いたします。

例えば、180日以内の同一原因による病気入院共済金の支払要件を緩和します。

詳しくは全労済ホームページをご覧ください。

